答弁第五二号平成十一年九月十日受領

内閣衆質一 四五第五二号

平成十一 年九月十日

衆 議 院 議 長 伊 藤 宗 郎 殿

> 内 閣 総 理大臣 小 渕 恵  $\equiv$

衆議院議員山本孝史君提出外国籍旧日本軍人・軍属への補償に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付す

る。

## 衆議 院議員山本孝史君提出 外国 籍旧 日 本軍人・軍属 ^ の補償に関する質問 に対する答弁書

## 一及び二について

間 方 定 等援護法  $\mathcal{O}$ 間 Þ においては、 日 (昭 の補償に関する問題については、 本国との 題 和 ば、 四十年条約第二十七号) (昭和二十七年法律第百二十七号) 在 平和 日韓 財産及び請求権に関する問題 玉 条約 人に係るものを含め、 (昭 和二十七年条約第五号) が締結され、 現在の恩給法 (大正十二年法律第四十八号)、 日 等の範囲を超える問題であり、 韓 の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との 両 両国及びその国 国 に基づき日 間 では法的 に 民 本の国籍を離脱した旧 0 は完全か 間 の財 産 つ最終的に解決されたことが また、 権利 及び利 我が国と大韓民国との 戦傷 日本軍 益 病者戦没者 並 軍 び 人 に 請 間 軍 遺族 求  $\mathcal{O}$ 属 確 権 協  $\mathcal{O}$ 

## 認されている。

と の  $\mathcal{O}$ 問 L 間 題点につき、 か  $\mathcal{O}$ L 請求権処理 ながら、 これら 鋭意調査、 の経緯との関係、 0 方々の置か 検討を行っているところである。 大韓民国に れ た状況に かか おける措置 んがみ、 現行 の状況等、 制度の考え方や内容、 本件に対処するに当たっての種 我が 国と大は 韓 民国 Þ

## 三について